

平成24年度 診療報酬改定のポイント  
中央社会保険医療協議会 総会 (第221回) 資料より

一般社団法人  
日本創傷・オストミー・失禁管理学会

# 創傷・オストミー・失禁管理領域に関連する 診療報酬改定のポイント

## 個別改定項目

1. 真皮を越える褥瘡保有する在宅療養患者に、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護師が同一日に訪問することで、医療機関と訪問看護ステーションの双方で算定可能
2. 訪問看護ステーションとの連携において、算定要件の対象に、ストーマ保有者と真皮を越える褥瘡保有者が含まれた
3. 褥瘡患者管理加算が入院基本料に包括

## 特掲診療料

4. 持続的難治性下痢便ドレナージ 開始日に50点 算定
5. ストーマサイトマーキング 術前処置加算として450点 算定

# 個別改定項目

- **重点課題1** . 急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減
- **重点課題2** . 医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実
  - 充実が求められる分野を適切に評価していく視点
- 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点
- 医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く公立的な医療を実現する視点
- 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

## 効率的かつ質の高い訪問看護の推進

### 基本的な考え方

1. 在宅医療を受ける難病、がん、小児の利用者が増加し、訪問看護のニーズは多様化している。一方で、小規模事業所が多く、増加する需要や多様なニーズに対応するためには、効率的かつ質の高い訪問看護を推進する必要がある。
2. 精神科訪問看護については、医療機関が提供するものと訪問看護ステーションが提供するものとは、対象者や実施者等が異なり、煩雑であることから見直しを行う。同時に、精神科訪問看護の特殊性を踏まえた見直しを行う。

### 具体的な内容

1. 訪問看護における看護補助者の評価
2. 専門性の高い看護師による訪問の評価
3. 長時間訪問看護の算定要件の見直し
4. 緊急時訪問看護の評価の見直し
5. 精神科訪問看護の報酬体系の見直し

## 重点課題2 - 5 (医療介護連携等の推進 / 訪問看護の充実) - 効率的かつ質の高い訪問看護の推進

### 2. 専門性の高い看護師による訪問の評価

- (1) 鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中以外の緩和ケアニーズを持つ悪性腫瘍の患者について、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問すること等について評価を行う。
- (2) 真皮を越える褥瘡の状態にある在宅療養中の患者について、医療機関等の**専門性の高い看護師**と訪問看護ステーションの看護師が**同一日に訪問すること等**について評価を行う。

(新) 訪問看護療養費( )	褥瘡専門訪問看護料	12,850 円
(新) 在宅患者訪問看護・指導料	褥瘡専門訪問看護・指導料	1,285 点

#### 算定要件

5年以上、褥瘡患者の看護に従事した経験を有し、褥瘡患者への処置やケア等に  
係る6月以上の適切な研修を修了した者であること。

## 入院基本料等加算の簡素化

### 基本的な考え方

診療報酬項目の簡素化の観点から、すでに多くの医療機関で算定されている加算等について見直しを行う。

### 具体的な内容

1. 栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算の見直し
2. 療養病棟療養環境加算・診療所療養病床療養環境加算の見直し

## 入院基本料等加算の簡素化

### 1. 栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算の見直し

- (1) 栄養管理実施加算について
- (2) 褥瘡患者管理加算について、すでに多くの医療機関で算定されていることから、加算の要件を入院基本料、特定入院料の算定要件として包括して評価する。
- (3) 栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算について、入院基本料、特定入院料で包括して評価することから、入院基本料、特定入院料の評価をそれぞれ11点ずつ引き上げる。

#### (2)について

- 現行

##### [褥瘡対策の基準]

当該保険医療機関において、褥瘡対策が行われていること。

当該保険医療機関において、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。

当該保険医療機関における日常生活の自立度が低い入院患者につき、別添6の別紙3を参考として褥瘡に関する危険因子の評価を実施すること。

【褥瘡患者管理加算】(入院中1回)20点

【算定要件】入院している患者について、必要があって褥瘡管理が行われた場合に算定する。

- 改定案

##### [褥瘡対策の基準]

当該保険医療機関において、褥瘡対策が行われていること。

当該保険医療機関において、褥瘡対策に係る専任の医師及び褥瘡看護に関して臨床経験を有する専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。

当該保険医療機関における日常生活の自立度が低い入院患者につき褥瘡に関する危険因子の評価を行い、褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者につき、適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価を行うこと。

患者の状態に応じて、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制が整えられていること。

**【褥瘡患者管理加算】 削除**